

# 被害が発生しています!!

## にせ 水道局職員



### にご注意ください!

水道局職員を装ってみなさんの自宅を訪問し

- 水道料金を請求する
- 家庭用水道器具（浄水器など）を販売する
- 事前連絡のない水質検査や宅内管の洗浄や点検をする

などのトラブルが発生しています。

不審に思われたときは、身分証明書の提示を求め、ご確認していただくか、水道局へお問い合わせください。



問合せ 水道局 ☎ 072-958-1111 内線 5040

## 教えて消費生活 Q&A

～ 賃貸アパートの退去時に  
高額なクロス代を請求された ～

**Q** 7年前に入居した賃貸アパートを退去した際に、台所壁に冷蔵庫による黒い電気焼けがあった。補修代を支払わなければならないか。

**A** 賃貸住宅を退去する際、借主には原状回復の義務がありますが、借主が居住したことでの使用によって生じた通常損耗や、自然的な経年劣化は、貸主が負担すべきものと考えられています。借主は、原則として故意・過失などによって生じた賃貸住宅の損耗についてのみ責任を負い、損耗部分を含む最小範囲（一般的に、畳は一畳分、壁紙や天井は1㎡単位）の修繕費用を負担すればよいとされています。通常使用での損耗、自然な経年劣化部分の修繕を行う際は、家主が費用を負担すべきものとされています（詳しくは国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参照）。

### -消費生活相談-

毎週月(休)金 10:00～12:00  
13:00～15:30 (相談受付)

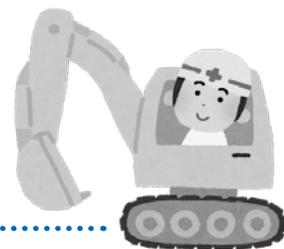
まずは電話でお問い合わせください。  
消費生活センター ☎ 072-947-3715 (直通)

## 鉛製給水管の 取替え工事を行っています

水道局では、家の新築・建て替え工事や給水工事などで昭和57年まで「鉛製給水管」を承認しておりました。「鉛製給水管」は水道を長期間使用しない場合、わずかながら鉛が溶け出すことがあります。通常の使用状態では問題がないことを確認しておりますが、より安心してご利用いただくために、

朝一番や長い間留守にした後などの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度（約10リットル）を目安に、飲み水以外（トイレや洗濯など）に使用されることをおすすめします。

水道局では、配水管の工事や修繕工事などにあわせ「鉛製給水管」取替え工事を随時行っています。今後も引き続き、水道法で定められた水質基準を満たした安全な水道水をご家庭までお届けします。



### 問合せ

水道局 ☎ 072-958-1111 (内線5042)